

審議会等の会議結果報告

1 会議名	第2回津市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進委員会
2 開催日時	令和3年2月15日(月) 午前10時00分から午前11時30分まで
3 開催場所	津市役所 4階 庁議室
4 出席した者の氏名	(津市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進委員) 三重県臨床心理士会 顧問 仲 律子 三重弁護士会 弁護士 田中 三貴 津地方検察庁 総括捜査官 谷口 彰敏 津警察署 警務官 警務課長 北川 真文 津南警察署 警務官 警務課長 水谷 嘉博 三重県環境生活部 くらし・交通安全課 くらし安全班主幹 兼 係長 三好 由里子 社会福祉法人 津市社会福祉協議会 地域福祉課長 國分 弓子 公募委員 古谷 浩 (事務局) 市民部次長 藤井 孝則 市民交流課主幹 木田 実
5 内容	(1) あいさつ (2) 犯罪被害者支援のあり方について (3) 条例等制度化について (4) その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	なし
8 担当	市民部市民交流課管理担当 電話番号 059-229-3252 E-mail 229-3252@city.tsu.lg.jp

議事の内容 下記のとおり

第2回津市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進委員会

10:00
事務局

<開 会>

それでは、定刻となりましたので、第2回津市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進委員会を開催いたします。

武川市民部長と高木市民交流課長につきましては、急な所要により欠席させていただきます。申し訳ございません。

それでは、事項書1のあいさつについて、市民部次長の藤井よりご挨拶申し上げます。

市民部
次長

皆さんおはようございます。市民部次長の藤井です。

本日は津市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進委員会につきまして、大変お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。

本来であれば、市民部長からご挨拶させていただくところですが、市民部長の武川、市民交流課長の高木につきましては、急遽市議会の委員会に出席することになりましたので、申し訳ございませんが、欠席させていただきます。

さて、前回の委員会では、委嘱式の後に、会長・副会長の選任と犯罪被害者等支援施策についての審議事項の概要説明をさせていただきました。

その後、各委員からの経験談やご意見ご要望を聞かせていただき、取りあえず、直ぐにできることは取り掛かろうということで、市役所内の関係各課の担当者を集めて調整会議を行い、連携の強化と犯罪被害者支援制度への協力を依頼しました。また、市民の皆様に知っていただくため、広報津に「犯罪被害を考える週間」やみえ犯罪被害者総合支援センターの犯罪被害相談を掲載したり、津市ホームページに犯罪被害者支援についてのページを新たに作成したり、ご意見ご要望いただきましたうち、できることから対応させていただきました。

そして、前回の推進委員会では、被害に遭われた方には、様々なニーズがあり、施策の整備や体制づくりを進めるには、その根拠となる条例等が必要だという方向性を出していただきましたので、本日は、その辺りをメインに、犯罪被害者支援のあり方と条例等制度化について、審議いただきたいと思います。

県内の他市町も次々と条例を制定している中、津市としてもスピード感をもって、進めていきたいと考えていますので、本日はどうぞよろしくごお願い申し上げます。

事務局

それでは、会議を進めさせていただきます。

当委員会は、10名の委員で構成されております。本日は8名の出席をいただいておりますので、津市犯罪のない安全・安心なまちづくり条例の第12条第2項に定める本会議の開会に必要な委員数に達していることをご報告いたします。

仲会長	<p>また、本会議は、津市情報公開条例第23条の規定に基づいて公開し、傍聴席を設けております。議事録につきましては、ホームページ上に公開させていただきますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、本日は傍聴希望者がいませんので、このまま会議を続けさせていただきます。</p> <p>これより先の議事進行は会長にお願いしたいと思います。</p> <p>仲会長、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、私の方で進行の方をさせていただきたいと思います。</p> <p>前回、第1回推進委員会をさせていただきました、様々なご意見をいただきました。それを受けまして、今回2回目の会議になります。</p> <p>先程、お話があったように、本日の目標としましては、具体的な支援をどうしていくかということと、根拠となる条例等を制度化するかということの2点が、今日の目標となると思っています。皆様方から活発なご意見をいただきたいと思います。できましたら具体的な支援をどうするか、ということを中心に進めていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、事項書に沿って進めていきたいと思います。</p> <p>事項書2の「犯罪被害者支援のあり方について」を事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、初めに、お配りしました資料の確認をお願いします。</p> <p>事項書、席次表、資料1の「第1回津市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進委員会のまとめ」、資料2の「犯罪被害者等支援施策集」、こちらは津市として作成したものになります。資料3の「三重県犯罪被害者等支援推進計画」、これは三重県の資料になります。資料4の「犯罪被害者等支援条例比較表」、資料5の「津市における犯罪被害者等支援策の骨子(案)」、津市のホームページを印刷したものとチラシになります。皆様お揃いででしょうか？</p> <p>それでは、事項書2の「犯罪被害者支援のあり方について」をご審議いただきたいと思います。</p> <p>まず、「第1回推進委員会のまとめ」についてご説明させていただきます。</p> <p>資料1の「第1回津市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進委員会まとめ」をご覧ください。</p> <p>委嘱式における市長の思いとしては、条例化ありきではなく、心のこもった熱い思いを施策に反映できるように協議をお願いしますという事でした。</p> <p>その後の委員会では、推進委員会の概要について説明させていただき、犯罪発生状況や、犯罪被害者等支援の定義について説明し、市の取組みとしてワンストップ窓口や広報活動を紹介し、三重県の取組み、三重県下の</p>

市町の取組み等を説明させていただき、各委員の皆様からご意見をいただきました。

そのご意見をまとめますと、まず、自治会や民生委員等、地域への周知が必要という意見をいただきました。

こちらにつきましては、ちょうど11月25日から12月1日までが犯罪被害を考える週間だったこともあり、自治会へ配布する11月16日号の広報津に掲載しました。

また、犯罪被害者等支援についての広報の必要性という意見をいただきました。

津市の主な広報手段として、津市のホームページに掲載することや広報に掲載することがあります。前回の推進委員会を受けまして、早速、津市のホームページに犯罪被害者等支援について掲載させていただきました。

広報誌については、犯罪被害を考える週間の時期に限らず掲載し続けていきたいと思えます。

また実体験・経験からの思いとして、情報交換や交流の場が必要であるという意見をいただきました。こちらにつきましては、現時点では三重県の出前講座や、みえ犯罪被害者総合支援センター、みえ性暴力被害者支援センター「よりこ」等を紹介し、今後、関係機関の皆様と連携して、対応できるように検討していきたいと思えます。

また、二次被害やインターネット上での誹謗中傷等への対策についてのご意見をいただきました。このことにつきましては、例えば、ネットでの誹謗中傷等に対しては、非常に対処が難しいということがありましたが、市役所内の人権課だけではなく法務局等、関係機関の皆様と連携を密にして対応する必要があることがわかりました。

また、資金面の支援が必要であることや精神的ケアや経済支援を受けることができる環境づくりが必要であることを挙げていただきました。

それらの意見と併せて、犯罪被害者等支援を行いやすくするためにも、条例等、明文化して支援の根拠を示すことが必要であるとまとめていただきました。

以上が、前回の推進委員会をまとめたものになります。

それらも踏まえて、犯罪被害者等の支援のあり方について検討していきたいと思えます。

まず、支援体制について、資料3の三重県犯罪被害者等支援推進計画の13ページをご覧ください。

「特に注力して取り組む必要のある施策」として、市が関係するところで言えば、関係機関相互の連携促進による支援の充実、ワンストップ支援窓口の設置が挙げられています。

また、31ページをご覧ください。進捗管理として、犯罪被害者等支援施策集の作成が挙げられています。

そこで、資料2の犯罪被害者等支援施策集をご覧ください。これは前回

の推進委員会の後に、庁内の関係各課を集めて調整し、主な支援について取りまとめたものになっております。

この施策集の作成については、その後も担当者と話し合いを重ねており、更新していく予定ですので、連携強化としても活用しております。

関係機関相互の連携促進については、この推進委員会の委員の大半の方々がそれぞれの関係機関の役職の方になりますので、この縁をきっかけに連携強化したいと思っております。ご協力の程よろしくお願ひします。

続きまして、支援内容についてですが、津市の現況では、この犯罪被害者等支援施策集にある各事業が犯罪被害者支援に対応できるのではないかとという形になっています。

各事業とも犯罪被害者支援に特化したものではなく、これまでにあった事業で犯罪被害者等に対して適用できると見込めるものとなっています。

犯罪被害者等に特化した支援事業としまして、三重県では、遺族見舞金（60万円）、重傷病見舞金（20万円）、精神療養見舞金（5万円）の見舞金制度があります。

県下の市町では、四日市市、桑名市、多気町、明和町、度会町、大紀町が、遺族支援金（30万円）、重傷病支援金（10万円）、精神療養支援金（2万5千円）の支援金制度を設けています。これらは資料4の最後のページに掲載させていただいております。

そのほか、四日市市では、家事援助費用の給付、一時保育費用の給付、転居費用の給付、家賃の給付を行っております。

松阪市では、配食サービス、特殊清掃を行っております。

委員の皆様におかれましては、犯罪被害者等となってしまった方々に対して、津市としてどのような体制が必要か、どのような支援が必要か、等をご検討いただきたいと思います。

ご審議の程よろしくお願ひします。

仲会長

前回の会議で古谷さんや宮川さんからこんな経験があったというお話をいただきました。県やセンターの調査から三重県の被害者の方たちが、どういうことでお困りだったかという確認を第1回の会議でさせていただいております。

そのニーズに対しては、既に市町の方で持っている行政サービスがあり、それを適用することが可能な事業はたくさんあります。

それがこの施策集にまとめられているわけです。

三重県では、この施策集を各市町で作成してくださいとお願ひしています。

担当者の方たちは、どのようなことを被害者の方が望まれていて、どの部署でやっていて、どういうサービスを持っていて、どこにお願ひすれば連携が取れるのかということ、一目でわかるような形に冊子でまとめたのがこの施策集となります。

三好委員	<p>この施策集を作りましょうということで、三重県ではいろいろお願いをして回ってみえるということですが、この施策集について、三好さんから簡単に説明いただいてもよろしいでしょうか。</p> <p>施策集は、三重県では数年前から作成しております。</p> <p>仲先生がおっしゃったように、被害者支援に特化したものではなくても、被害に遭われた方、そのご家族、ご遺族から、ご相談を受けた時に、支援する側が行政等が行っている事業をきちんと把握して、その状況に応じて、こういった手当を受給していただけるのではないかと、こういった支援を受けていただけるのではないかと提供させていただける、ご提案させていただく、コーディネートさせていただけるために、必要なものであるということで、県では作っておりました。</p> <p>三重県で条例ができ、県内各市町におきましても、犯罪被害者支援施策を進めていただく中で、条例を制定することも大きな取り組みではありますが、まず大事なことは今、今日でも被害者の方が突然各市町の窓口に来られるかもしれず、そういったときに、きちんとワンストップの対応をしていただけるように、まず目の前にいる被害者の方々に支援をしていただくために、各市町に施策集を作っておいただくことをお願いしております。</p> <p>理想としては、1日も早く29市町全てにその施策集が出来て、それが、みえ犯罪被害者総合支援センターに29冊全てそろって、センターが総合的な支援を行っていく際に、被害者の方の居住地の施策集を見ながら、市町の窓口の担当者の方と、被害者の方々に対する支援について、意見を出し合い、被害者の方々の状況に応じた支援を、少しでも早く、速やかにできるように目指しております。津市さんは条例制定に先立って、まずは支援体制を整備することが大事だということをご理解いただいて、施策集を作っておいただいております。</p>
仲会長	<p>既に津市では、犯罪被害者に対する行政サービスがあります。</p> <p>この施策集のページを開いていただくと、支援内容相談窓口というのがありまして、その左側に全般、遺族、障害が残った被害者、そしてDV、精神、医療、ひとり親家庭の支援、子育て支援、児童虐待、各種相談、介護、保護というのは、既に行政サービスとしてあるということなのです。</p> <p>これが例えば、被害者の方に必要な支援だということであれば、これは既に行政サービスがあるので、これを文言化すれば、条例や要望、規則となるというようなことを言われています。</p> <p>さらに、何か犯罪被害者の方に特化した支援が必要かという視点から、追加されていったのが、条例比較表の最後のページにある支援金、見舞金、給付金というものになります。</p> <p>これが、犯罪被害者支援に特化した支援として、三重県と今既に条例が制定されている市町での支援になっています。</p>

	<p>これらのことから、津市でどういう支援が必要かというところを検討していかないといけないだろうと思います。</p> <p>それを基にして、どのような具体的な支援が必要かということで、皆様のご意見をお伺いしようと思いますが、社会福祉というのは非常に重要な支援になってくるとは思います、こういう支援があった方がいいのではないかとご意見ありませんか？</p>
<p>國分委員</p>	<p>相談の話についてですが、例えば今生活するのに給付金がないとかお金で困っているとか、内容によって異なりますが、お話を聞いたうえで支援が出来ることのうち、すぐに支援ができるのは、食事の事とか、住居の事とか、ある程度ご協力いただくことでそういうのは直ぐに支援を行うことが出来るのではないかと思います。</p>
<p>仲会長</p>	<p>社会福祉という点で、いろんな制度が津市にはありますし、関係機関として、社会福祉協議会さんとの連携ということもできると思いますが、それぞれの立場から犯罪被害者の方たちに、こんな支援があった方がいいのではないかとということをお聞かせいただきたいと思いますが、田中弁護士としていかがですか。</p>
<p>田中委員</p>	<p>相談を聞く中で、よく言われることですが、やはり被害に遭われた方は、すぐに仕事に復帰できる訳では無いので、生活費をどうしようと言われることもありますし、交通事故に遭われた方で足が不自由になられた方は、もちろん交通事故の加害者からは保険会社で支払われることとなりますが、過失割合等で問題になると全額保険会社が持ってくれないため、途中で支援がなくなったり支払われなくなったりとすると、足の不自由な方が退院してきてから病院に通う時、段差がないバスが少ないので、タクシー代等の支援等があると嬉しかったなということを知ったことがあるので、こういう所は言われることかなと思います。</p>
<p>仲会長</p>	<p>検察庁さんとしてはいかがでしょうか？</p>
<p>谷口委員</p>	<p>検察庁としては、被害者支援の窓口を設けておりまして、庁舎に来庁するのも一つの方法ですが、電話で相談ということも行っております。</p> <p>そのように出向かなくてもいい支援等も作っていただければいいかなと思います。</p>
<p>仲会長</p>	<p>電話とかリモートとか、その支援員が直接伺うということもあるということですね？被害者の方が行かなくてもいいような支援ということですか？</p>

谷口委員	<p>検察庁の支援員は、基本的には庁舎内に待機しておりますので、相談としては、来庁した方と相談しています。ホットダイヤルも設けておりますので電話で相談していただくこともできます。あと、電話もちよっと辛いという人はFAXにてこういった支援がしてほしいというようなといったこともやっております。</p>
仲会長	<p>北川さん、どうでしょうか？</p>
北川委員	<p>事務局で県内各市町の支援条例の比較表を準備していただき全体の状況がよくわかります。</p> <p>居住関係について、犯罪被害のあった現場に住めなくなったという時の手当のようなものを、もし可能であれば、作っていただいた方がいいのかと思います。</p>
事務局	<p>今、市営住宅の担当の方と話をしまして、4月の条例施行に向けて考えていただいているということですが、まだはっきり言える状態ではないです。</p>
北川委員	<p>市部内の調整も必要かと思っておりますので、結果として、そのようなものが出来上がり、この施策集とかに書けるようになればいいのかなと思います。</p>
事務局	<p>おっしゃられたように、施策集これで終わりではなく、毎年更新して、内容も充実したものに変わっていきたいと思います。また、そういうご意見いただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。</p>
仲会長	<p>水谷さん、いかがでしょうか？</p>
水谷委員	<p>犯罪被害者も犯罪の種類にもよるとは思いますが、被害者にとって安全な場所、シェルターのようなものも、考えていただいてよろしいでしょうか。</p>
仲会長	<p>古谷さんから、前回の第1回の会議で情報交換とか交流の場が必要だということが挙げられました。こんな条例があるのは初めて知ったということもありましたがいかがですか。</p>
古谷委員	<p>見舞金制度であったり、そういったいろんなことを自分の中で調べてきて、ようやくちょっと理解した状態で会議に臨んでいるのですが、支援の方向性であったり、見舞金等、金銭的、物的等、先程バスの乗り降りの段差等ありましたが、個人的には心のケアだったり、精神の方のケアを充実させた方が、被害者支援には大きくサポートになるのではないかと思います。</p>

事件や事故発生後の支援するコーディネートに関しても、心の方ですが、気持ちのケアをすることに関しては、発生後直後、2年後、5年後、10年後の行政としてのアドバイスの方法のような、被害にあって直ぐに受け入れられることと、受け入れられないことがあります。

直後に1週間後は大丈夫だから何とかなるか、時間が解決してくれるか、というと、そんなことは頭に入ってきません。その当時に言われる言葉、そういう部分をいろんな被害者から聞いて、データ化と言えば冷たいかもしれませんが、そういったところも行政の担当の方がしっかり理解されて、アドバイスしていける方向が取ってもらえればうれしいなと考えます。

仲会長

はい、ありがとうございます。

被害者からのニーズによって、精神的な変化は年々変わっていきますので、急性期と中・長期とで支援を考えるということは非常に大事なことかなと思いますし、精神的なケアというところも、ぜひ対応していただければなと思います。

三好さん、今、三重県として、どういった犯罪被害者支援をしているのか教えていただければと思います。

三好委員

三重県の一番の目玉といえば、犯罪被害者の方に給付される見舞金です。今年度も既に8件給付させていただいていまして、ご遺族も2件受理していますが、いずれも被害者遺族が三重県の方です。

いずれも事件は他の都道府県で起こった被害者の方ですが、そういった、三重県で起こった事件でなくても、ご遺族の方が三重県在住であることが分かれば、支援を行っております。

被害者の方が望む支援というのは、それぞれのそのときによって違いますし、その方その方の環境によっても違うものです。

ある市では、支援サービスもいろいろあって、いろんな支援が必要なので、お金を給付させていただいて、好きなように使っていただく方がいいのではないかとこの考えに至ったというところもありました。

三重県が今支援させていただいているご遺族の方のほとんどが弁護士費用に役立てて頂いたと聞いています。20万円の重傷病見舞金の給付を受けた方は、手術費用に充てられたので、非常に役立ちましたと言っていました。精神療養はわずか5万円ですけれども、犯罪被害により、住んでいられなくなったので引っ越さなければならなかったため、その転居費用に充てられたので助かりましたと言われました。そういうお話を聞きますと少しでも支援に役立てられたのかなと思います。

県は広域自治体なので、直接被害に遭われた方と接する機会が少ないかと思いきや、年間30件程被害者の方々から相談を受けています。

相談の多くは、被害者の方は被害直後何も考えられなかったり、言葉が入ってこなかったりという状況になられている中、医療のことや、裁判等

の司法のことが全くわからないが、専門家の方たちが専門的なことでお話をされるので、それが判らなくて、非常に困っています、という相談です。

そんな中、見舞金のご相談に来られた方に、「大丈夫なの？無理しないでね。説明させてもらいますが辛くなったらいつでも言ってね。」と当たり前のことを言っただけですが、側にいた被害者のお母さんから、「こんなことを言っていたのは初めてです。どこへ行っても事件の概要を聞かれるばかりで、県の担当者の方が、初めて娘の体の事を心配してくれました。」と言っていたのを聞くと、支援にあたる者が、被害者の心の状態を理解して接していくには、まだまだこれからやっていけないことがあると思いました。

連携する体制も大事なことですが、目の前にいる被害者等に対して、支援に当たる者が、心の不安等をケアできるようにしていくことに、特に注意をして取り組んでいきたいと思っています。

仲会長

どうでしょうか？古谷さん。

古谷委員

先程言われたようことが本当に同じような経験がありまして、交通事故でうちの息子は亡くなったのですが、事故直後それから一週間、三重大学にいましたが、その期間中に事故の検証があつて、現場で検証して、ここで衝突して、ここまで飛ばされて、ここで仰向けになって、ここで血を流されて亡くなりましたという、まだ自分の心の整理もできていないうちに、三重県警の方と一緒に行って話をお伺いしました。

一番辛かったのですが、その担当の方が言われた後に、これはお仕事ですから仕方がないのですが、これはお仕事以外の事ですみません、とすごい涙をボロボロ流しながら、私にも同じくらいの娘がいますと、本当に古谷さんの気持ちが辛いぐらいに分かります。頑張ってくださいねと言われたのがすごく嬉しかったです。先程言われていたように、何でもない一言、担当者の方がもう一つ被害者に寄り添った気持ちを持ってもらうことが、すごく大事なことで、書面でいろいろ支援しますというのではなくて、そういう担当に当たられる方、一人一人の心遣いや気持ち、そういったところを充実させていくことが大事ではないかなと思います。それで立ち直りが全然違うと思います。

前向きになれる、今後の生活をどうしていこうかと、そう僕も思っていますし、本当に嬉しかったです。

仲会長

被害者支援業務とはいえ、やはり人として相手の気持ちを理解して、寄り添っていくことは、基本中の基本だと思いますので、市町の担当者の方には、研修とかさせていただいています。担当者の皆さんにとっては日常業務の一つかもしれないですが、目の前にいる被害者の方というのは、その瞬間から非日常というか、ものすごく衝撃的な中にいらっしゃるの、日

常業務を一回置いて、自分自身を取り戻して、一人の人間として自分の気持ちに立ち返ってから、被害者の方とお話をしましょうとまずお伝えすることになります。一人の人間としていかに接することができるかということになりますが、そこがなかなか難しい。人によるところがあると思いますが、それは支援従事者をいかに研修していくかになるかだと思います。

皆さんの意見を集約してみますと、まず生活支援ですね。物品とか、食品とか、日常生活支援になってくるかだと思います。やっぱりお金。先程、三好さんがおっしゃったように見舞金は、使途つまり使い方を限定しないので、ご遺族とか被害者の方が必要なことにお金を充てられるということがあります。

転居費用というと、転居する人しか該当しなかつたりしますので、そういうところで県の方では見舞金ということにしたところがあります。

犯罪被害者等給付金というのがありますが、半年後とか年単位でしか支給されません。国からもらう見舞金ですが早くて支給が半年後になります。

それまでお金はどうするのか、住居がない、働くことができなくなる、病院に通わなければならないということが続いてくると、当然必要となってくるのはお金になってきます。

弁護士費用につきましても、三重弁護士会に被害者支援委員会というのがありまして、無料相談が1回ありましたよね？

田中委員

基本1回ですが、先程検察庁から言われた電話での相談や家まで訪問する等、今はコロナの関係もあるので電話での相談を受けています。

まず、最初に弁護士に相談していただいて、必要な情報とか手続きとかをお伝えさせていただいて、必要であればお越しいただいています。電話だけなら費用は発生していません。

車椅子の方で来ていただくのが難しい、来るとしてもご家族の方に仕事を休んで送って来てもらうのが辛いということで訪問したケースもありました。そういう意味では最近弁護士も融通が利くので、ご利用いただきたいです。

皆さんのイメージ的に弁護士費用が高いのではないかとか、緊張するのではないかとか、いろいろ思われがちですが、最近は電話での相談とか、お越しいただいても弁護士会からの照会とかがあれば無料で相談させていただいています。法テラスさんの方でも要件はありますが無料ということもあります。

先程、三好さんの方でもありました、専門用語が難しいというご意見につきましても、私の場合はメールでよくやり取りをさせていただくことがありまして、最近ですと警察の方から言われた再起訴されたという話がありまして、まだ起訴もされてないのに再起訴とは何かということがありました。その時は相談段階でしたが警察の方へ確認させていただいて、警察の方からも状況等をすぐに教えていただいて、その状況を被害者の方に連

仲会長	<p>絡したら理解していただいたことがあります。</p> <p>その他、わからないことがあったら、継続的に対応させていただいたりしていますので、それぐらいの内容では時間も短いため、そんなに弁護士費用を取られることはないと思いますので、その辺は安心していただけるのではないかと個人的には思います。</p>
	<p>弁護士さんの法律相談というのは、非常に大事になってきていまして、ただ弁護士費用が高いのではないかと直ぐに依頼されない場合があつて、報道被害があつたり、公判等の説明を受けられなかったり、判らなかつたりと、お困りになることが被害者側には沢山あります。</p>
	<p>でも、弁護士さんが気軽に利用していただけるということの情報さえも皆さんご存知ないので、市町の総合窓口の方でご説明をいただくとか、センターが支援に入るとかする必要があります。そうすれば弁護士会との連携がありますのでお伝えすることができます。弁護士が付かないことで、不利益を被ることが非常に多いです。そういうことで支援として具体的に津市が取り組んでいただけるといいのかなと思います。</p>
	<p>また、身体が不自由になった場合等、中途障害の支援については非常に手薄です。だから、そういう所で中途障害の方に支援ができるかということですが、具体的に条例等で定めているところはないです。そういうところを条例や規則という形で細かい支援として挙げていくことは方法としてあるのかなと思います。</p>
	<p>例えば、足の不自由な人が公営住宅に入れるかということ、入れなかった場合があります。公営住宅も万能ではありません。例えば段差がすごく多かつたり、ガス台を自分で購入しないといけなかつたり、家電とかついてないですし、老朽化がすごく進んでいる状況です。</p>
	<p>公営住宅に入るには、車が1台しか認められないとか、公営住宅から公営住宅へ引っ越しができないとか、公営住宅法があつたり、様々な制約が実はあつて、公営住宅について条文化しているところがありますが、そうではなくて転居費用とかの方が現実的ではないかということもあつて、自治体によっては転居費用を持ちましょうという動きがあつたりします。三重県さんでも、不動産さんと連携したりとかいろんな工夫をされていますので、公営住宅に入ればいいのかということそうではなかつたり、犯罪被害者の場合はちょっと遠い所にある県営住宅の方が良かつたりする場合がありますので、それぞれニーズが違つたりすることがあります。その辺はどうしたらいいのかなあと思つたりするとことがあつたりします。</p>
<p>それから、安全な場所の確保につきましては、一時的な場所であれば、警察のホテル事業であつたり、センターでもそういう一時避難できる予算を持っていたりしますので、プラスアルファを市の方でどのようにフォローするのかあというところでもあります。</p>	
<p>あと、精神的なケアというと、カウンセリングとか精神科へ行く医療費</p>	

<p>谷口委員</p>	<p>とかもあつたりとかしますので、その辺を入れていくのかというところになつたりします。</p> <p>あと、どんな支援とか、こんなんでしょうかとかありましたら、聞かせていただきましたらと思いますがどうでしょうか？</p>
<p>仲会長</p>	<p>外国人の通訳とか、外国人の方が被害に遭われた場合は、どんなものかと思ひます。</p> <p>三重県の現況からすると、例えば警察であれば通訳の名簿があります。それで通訳の対応をされていると思ひますが、例えばセンターの場合は三重県国際交流財団の方に依頼して通訳をしていただくことがあります、三重県国際交流財団がすごく忙しいので、なかなか通訳の方を派遣することが難しい。その場合、M i e C o（みえ外国人相談サポートセンター）って通訳ダイヤルがありますが、これはオンラインで経由して経由してという形になるので、非常に難しい所があります。</p> <p>そういうところを制度化していただくというのは非常にありがたいことですね。通訳の費用が必要であれば、費用を持ちますよということを条文化しているところはありません。</p> <p>家族で居住している外国人の割合は、日本全国でも三重県が一番です。</p> <p>そういう意味でも、家族で住まわれている外国人が犯罪被害に遭われた場合の支援というのを打ち出すということは非常に特徴的と思ひます。</p> <p>実際に被害に遭われている方も見えますので、そういう風になるといいなと思ひます。</p> <p>他いかがでしょうか？皆さん、多分どんな支援があるか想像できないと思ひます。全国的にどういう状況なのかをお伝えしますので、津市としていいと思ひることがあれば、あとで教えていただければと思ひます。</p> <p>まず、支援金・見舞金ですね。これは三重県にもあります。日常生活を取り戻すための支援としては家事の援助ですね。家事がなかなかできないのでヘルパー派遣をされている所があります。ホームヘルパーの派遣や、その費用を援助している所があります。それから食事サービス・配食サービスということで、食事の用意が難しい方がいらつしゃいますので食事サービスをします。配食サービスは松阪市が給食をしている企業と協定を結んでいます。</p> <p>あと、子育て支援ですね。18歳未満のお子さんに支援金を支給しているところもあります。育児一時保育では、小さいお子さんがいらつしゃる場合に、その保育料を支給したり、ヘルパー派遣をしたりしているところもあります。あと、介護を行う者の派遣というものもあります。同居のご家族が介護を必要としているということであればヘルパー派遣をしているところもあります。</p> <p>それから緊急宿泊費の補助、公営住宅の一時使用（無料）、一時的に避難</p>

をしなければならない場合宿泊費の補助もしています。特殊清掃費の補助、これは松阪市がやっていますが警察にもあります。長野県は13万円まで補助しています。あと、住居復旧及び防犯対策に要する費用ですね。性犯罪とか度重なる犯罪に対して、防犯に係る費用の補助をされています。転居にかかる費用補助として、転居一回に付き上限20万円まで補助するという所があります。それから新たに入居する家賃の補助、市営住宅の優先入居、被害に遭われてから5年以内の場合に名古屋市等がしています。

あと、就業就学等に係る費用の補助として、準備にかかる費用の補助をされています。就業就労するために必要な資格取得の費用の補助をされている所があります。それから学齢期の子供の教育補助ということで、自宅学習や学校までの送迎に係る費用の補助をしています。それから奨学金の返済補助として、奨学金を返済する必要がある場合に、その返済の補助を行っている所があります。それから、相談やカウンセリングを受ける費用の補助として、精神医療費やカウンセリング料の補助をしている所があります。被害者が抱える問題に詳しい弁護士による法律相談、この法律相談を受ける費用を自治体が負担している所があります。明石市、東京都、横浜市、大阪市、中野区です。

明石市は、加害者の法的責任を問うために、必要な費用の補助ということで、真相究明のための支援金、刑事裁判に参加するための費用の補助、民事裁判手続きに出席するための費用の補助、再起訴等の際の裁判所に支払う費用の補助、財産開示手続き及び情報取得手続き費用の補助、それから立替支援金、損害賠償請求権を取得しているにもかかわらず賠償金を受け取れない場合、これは明石市さんと名古屋市も入ります。加害者が決定されていない事件での経済的な支援ということで特例給付金があります。無利子の貸付金をしている所もあります。

これは全国的な状況ですので、これがMAXとなります。これを全部するのは至難の業ですので、津市さんとして、例えばさっき挙げていた外国人の方の支援とか通訳とか、そういう特徴的なところを打ち出していく方法もあります。他の所にはない津市の条例として、被害者支援の具体的な支援として条文化していく方法もあるかもしれません。今お伝えしましたような、これはMAXですが、いろんな施策があるということは、被害者の方には必要な施策ということであるので、津市さんとしてどこまで決めていくかという所の選択になるのかなということは思いますが、國分さんいかがですか？

國分委員

本当にいろいろな支援があるのだなと思いました。皆様のご意見を聞かせていただいた中で、ホームケアの大切さを思いました。不正等の対応や、直ぐに対応ができるのか、皆さん心の中で理解はしていても実際に対応できる支援なのか、また、被害者の立場に立ってみると状況によって必要な支援は異なってまいりますので、柔軟な対応ができるような支援があつて

<p>仲会長</p>	<p>もいいのではないかなと思います。</p> <p>また、通訳についてですが、市の方でも、社会福祉協議会の方でも、生活福祉金に関する件数がたくさんありました。その中で外国人の方は約半数くらいみえ、英語だけではなくて、他国言語については、本当に困っている状況です。</p> <p>少しでも言葉が判ってもらえれば、被害者の方も話ができるのではないかと思います。言葉の壁があるとなかなか思いが通じないので、そうすると、なかなか辛いことになるので、少しでも融通していただければと思います。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>外国人の通訳については、通訳を連れてきてくださいとお願いをすると、ご本人が知り合いの方を連れてくる場合が多いのですが、その通訳は基本的にボランティアが多いのです。だから仕事を休んでもらったりとか、会社に勤めていたらその会社に派遣されている通訳者が居たりするので、連れてきていただいたりするのですが、来た通訳に対してどこが謝金を出すかというのが決まっていないということが非常に多いのです。</p> <p>三重県でも、医療機関で通訳を雇っているところはいくつかしかなく、病院すらいかないという状況があります。今回コロナの事で非常に困って見えると思うのですが、三重県は外国人の方が多いので、犯罪被害者の方が外国籍の方で、通訳が必要な場合は、通訳の方への謝金の補助を出しますとか示していただくと非常に有り難いと思います。</p>
<p>國分委員</p>	<p>コロナの場合とは違って、書面だけでは対応できない。たまたまコロナの時は文字で何とか対応出来ましたが、それでも難しい所がありました。</p>
<p>仲会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>時間の制限もありますので、今皆様から頂いた支援等を、それから実施していけるかどうか検討していきながら、進めていけたらなと思いますのでよろしくお願いします。</p>
<p>藤井次長</p>	<p>すみませんが、今、会長から各市町の支援制度についてご説明いただきました。仲会長からおっしゃっていただきましたとおり、市としましても全てを取り組むというのはなかなか難しいと思いますので、その中から津市としてやれることを何か出していけないかなと、津市としてのオリジナルの支援策を考えていきたいなと思っております。</p> <p>それと、余談ですが、今通訳のお話はいくつか出ておりますが、国の方も犯罪被害者支援に関わらず、外国人の方の総合支援策ということを出してございまして、本市の市民交流課の中にも、外国人の総合支援窓口というのを作らせていただいております。津市の場合はですね、ポルトガ</p>

	<p>ル語の通訳員 2 名、スペイン語の通訳員 1 名、常駐で雇用しております。</p> <p>それと併せて英語の堪能な職員がいます。これまでも英語が堪能な職員を配置するようにしておりますので、そういった形で、英語、ポルトガル語、スペイン語については、通常の市役所の相談業務につきまして、通訳員が付いて、いろんな申請手続きのお手伝いとか日常の生活相談とかそういったことにも対応させていただく体制となっております。</p> <p>併せて、13言語の通訳ができるタブレットを用意しております。</p> <p>これは3者通訳になりますので、通訳のセンターを介してタブレットでサポートしてやるような仕組みを導入しておりますので、ある程度の言語は、私どもの窓口では対応できる体制となっております。</p>
<p>國分委員</p>	<p>市役所さんで通訳の方が見えるのは判っておりますが、ただその方が市役所に行けば相談は受けられるのですが、それを社協で受けるとなると頼むことができないので、それがすごく困ったということがあります。</p>
<p>仲会長</p>	<p>その分も含めて、津市の在住の方が被害に遭われた場合、例えば外国人で通訳が必要な方で市から補助が出せるかということが問題となります。</p> <p>警察も行かなければならない、公判もある、病院も行かないといけない、いろんな所に行かなければならないので、そういう意味で市役所の中だけでなく、外に行ったときも頼めることになれば助かります。</p> <p>このことも含めて検討いただければと思います。</p> <p>ちょっと時間もあまりございませんので、次の事項に進めさせていただいてもよろしいですか？</p> <p>それでは、事項書3の「条例等制度化について」を事務局から、説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、事項書3 条例等制度化について、説明させていただきます。</p> <p>前回の推進委員会で、被害に遭われた方には様々なニーズがあるという観点から、その根拠となる条例等が必要だという方向性で審議していただきました。</p> <p>現在、犯罪被害者等支援に関して、松阪市が要綱、それ以外の市町が条例という形で制定しています。</p> <p>「条例」とは、地方公共団体が法令の範囲内で議会の議決により制定する法形式の名称です。地方公共団体が義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならないとされています。</p> <p>「要綱」とは、法律や条例等を満たすための手順を記載したものです。</p> <p>業務を遂行するための手順を記載したものであり、地方公共団体が行政指導の際の準則として定める内部的規範です。住民や外部機関に対しては</p>

法的拘束力を持ちません。つまり法規ではありません。

事項書3においては、条例か要綱かを審議いただきたいと思っております。

- 1 条例を定めることとなれば、犯罪被害者等支援に対する姿勢を示すことができます。犯罪被害者等支援の目的や基本理念や責務を周知することができます。
- 2 条例や要綱を制定することにより、犯罪被害者等支援に関わる体制を整備することができます。市役所内の各部署が協力をする根拠となるので、連携をスムーズに強化することができます。
- 3 条例や要綱を制定することにより予算の獲得がしやすくなります。予算要求の根拠資料として活用できます。
- 4 条例を内外に示すことで、他部署や関係機関への協力の依頼や要請が行いやすくなります。支援内容を明文化することにより、関係機関との連携がスムーズになります。
- 5 犯罪被害者等支援に係る具体的な取り組みを示すことができます。津市として、どんな犯罪被害者支援を行っているかを示すことができます。

以上のような個別の効果も大切ですが、条例化に期待されることは、前回の発言にもあったように犯罪被害者がおかれている立場を一般の方は、まだまだご存知ない。ご存じないから理解が進まない。理解が進まないから施策が充実しないということなので、基本理念をしっかりと書き込んで、それを周知していき、そうした市民の皆さんのご理解のもとに施策を展開していくということだと思います。そういうことを総合的に進めるのであれば、条例が必要ということになります。

別添資料の「津市における犯罪被害者等支援策の骨子（案）」を作成いたしました。これは、別添資料の「犯罪被害者等支援条例比較表」から、各市町の条例等を比較し、共通項目をまとめたものとなります。

項目を見ていきますと、目的、定義、基本理念、市の責務、市民の責務、事業者の責務、相談及び情報の提供等、精神的被害からの回復に向けた支援、学校における教育の促進、民間支援団体に対する支援、広報及び啓発、人材の育成、個人情報適切な管理、について挙げております。

現在、三重県犯罪被害者等支援条例は既に施行されております。

これは津市にも適用されるものになりますので、県の条例を踏まえうえで、市の施策を決める必要があります。

前回の推進委員会で、根拠となる条例や要綱等明文化が必要と審議いただきましたことや、事項書2において、犯罪被害者支援のあり方について審議いただきましたことから、まず、津市として条例か要綱のどちらを制定するのがいいのかを審議していただき、項目やその内容につきまして、追加・修正すべき点等を審議していただき、次回の推進委員会では、(案)を提示したいと思っております。

<p>仲会長</p>	<p>それでは、審議をよろしくお願いします。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>まず、条例化をするのかどうかを確認していかないといけないと思いますが、第1回の会議で谷口さんがおっしゃったように、公務員が受付順を待たず被害者の方たちに優先的に支援をしようと思うと、何かの根拠に基づいて行わないと非常に難しいところがあります。</p> <p>いろいろと市町の方と研修を行わせていただいている中で、そういうことを切実に感じます。</p> <p>条例や要綱や規則が無ければ、それに基づいて被害者の方たちに、適切に早急に支援を行うことが非常に難しいという現実がありますので、それを根拠とすることができるようなものがないとなかなか支援が進まないだろうというところがあるのだらうと思いますし、先程事務局の方からお伝えいただいたように、条例を定める効果としましては、例えば津市さんが犯罪被害者支援に対してどういう考えを持っているのか、それから支援に対する体制を整理することができるのか、それから予算ですね、予算を獲得するかどうかというのは条例があるかどうかによって大分変わってくると思いますし、後は庁内調整とかのしやすさが変わってきます。条例があるものとなないものでは、条例があるものの方が優先的にされていくということもおそらくあるのだらうと思いますし、条例があれば具体的に施策ということで考えていくことができますので、具体的に実践的に犯罪被害者への支援を行っていくことを考えると、やはり条例化をすることが望ましいのではないかと考えるところです。</p> <p>三重県内の状況をみると、今はどういう制定状況ですか？</p>
<p>三好委員</p>	<p>1月28日現在、松阪市さんの要綱を含めまして、4市5町が制定済みです。</p> <p>今、検討に入っているところが、津市さんも含めて、6市9町です。</p> <p>ですので、合わせて10市14町が条例等制定又は条例制定化に向けて、何らかの動きをしていることになります。</p>
<p>仲会長</p>	<p>それぞれの市町が検討段階に入っているということは、条例が必要ではないという説明にはならない。条例は必要であるということ的前提として皆さん検討に入っているということがありますし、第4次犯罪被害者支援推進計画を来年度に国が発表しますが、全国の市区町村で条例制定を進めましょうという流れが出てきます。</p> <p>条例を制定しないという理由を探す方が難しいのだらうという状況になってきているのだらうと思うのですが、基本的には、津市さん、この委員会においても条例化を目指すという方向性で検討していきたいという風に思いますが、そのあたりについてはどうでしょう？反対の方はいらっしやいま</p>

	<p>すか？では、当委員会としては条例化の方向で進めていくということで、津市さんの方には提案させていただくことでよろしいでしょうか？それでは全員一致ということで、条例化を進めていくことで考えていきたいと思いをします。</p> <p>それを踏まえまして、条例比較と骨子についてももう少し踏み込んで、事務局の方から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>まず、資料4の条例比較の方ですが、一番左側に三重県、それから市、町の4市4町の比較を挙げさせていただきました。</p> <p>資料5の骨子の方ですが、この資料4の比較表から、全体的にどこの市町も上げた方がいいかなと思われる項目について骨子として挙げてあります。</p> <p>今回、要望として事項書2で挙げていただいた支援をどこまで入れるかとかいう話になってくるかと思いますが、今骨子で挙げさせていただいたものにつきましては、ほぼこれに第1条とか第2条とかをつけたらそのまま条例になっていきそうな形で挙げさせていただいております。</p> <p>いきなり、今日いろんな案をいただくのは困難でありますので、事項書2で挙げていただいた支援の在り方や条例の骨子を見ていただいたうえで、次回には条例化という意見をいただきましたので、第3回の推進委員会のときには、条例案を出したいと思いをします。</p> <p>ですので、第3回の推進委員会までに、この骨子に対してどれだけ、こういうのが足りないとか、こういうのがつけた方がいいとかあればご教示いただけるといいかなと思いをします。</p>
仲会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>資料4に目を通していただいて、これが足りないと思う所があれば次回には入れていただけると思いますが、何か北川さんありますか？</p>
北川委員	<p>先程古谷さんからの意見でもありましたが、被害者に寄り添った支援を行うためにも、プロパーの配置や通訳の話等がありましたが、カウンセリング等に対応できる専門員の配置を考えていただきたいと思います。</p>
仲会長	<p>窓口のプロパーを、専門の職員を採用していただけると、それは有難いことです。</p>
北川委員	<p>カウンセリングを勉強されている方ですね。</p> <p>専門職員を配置するとなるとなかなか難しいと思いをしますが、資格を持たれた方の採用を考えていただければと思いをします。</p>
仲会長	<p>そうですね。</p>

	<p>横浜市の場合は、臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士を持っている方が担当になっている。大きい所なのでできるということがありますが、可能であれば寄り添える資格を持った方がいらっしやいますと心強いかも知れませんね。</p> <p>3ページの12番目に人材の育成についてということが書かれていて、職員に対して研修を実施するとかありますが、これは支援従事者の研修です。三重県の方には条例に入っていますが、支援従事者とか職員の研修というものを積極的に行っていくということも大切かもしれませんし、そういう資格の職員を採用していただくという方法も津市としてはあるのかなと思います。</p> <p>あと、いかがですか？</p>
三好委員	<p>人材育成につきまして、県条例にも定めているため、研修を行っておりますが、被害者の方に寄り添えば寄り添うほど、同調して代理受傷を受ける職員も実際におり、そういった支援従事者の支援も盛り込んでいただければと思います。</p>
仲会長	<p>この骨子には、生活支援の項目が抜けているように思います。日常生活支援や保健医療、福祉サービスの支援の項目が抜けているのではないかと思います。</p> <p>おそらく、基礎自治体として必要な所はそういう所かなと思いますので、生活に密接に関わっていく支援ですが、既に施策集の中で行われているものがたくさんありますので、躊躇せずに入れていただける条文かなと思います。</p> <p>他にいかがですか。</p>
事務局	<p>この場ですぐには難しいと思いますので、常時市役所の方に電話いただきましたらできることからしますし、提案していただいて協議していくものについてはそのようにさせていただきますのでよろしくお願いします。</p>
仲会長	<p>私たちに決定権はありませんが、いろいろ意見することはできます。できることとできないことの精査していくのは津市さんなので、採用していくのかどうかは津市さんにお任せして、現実的なところで意見していただければと思います。</p>
田中委員	<p>見舞金等の経済的支援について抜けていますが、経済的支援は大事な項目になりますので、入れた方が判りやすいだろうし、その中で見舞金とか援助について別に定める等したらいかがかなと思います。介護サービスとかありますので、一個の項目として挙げておいたらどうかと思います。</p>

事務局	この委員会で、最低経済的支援は必要ということで意見を挙げるということによろしいか？
仲会長	<p>そうですね。先程からいろんな意見はいただいでいて、経済的支援は必要だろうということで、生活支援や居住もそうですし、支援従事者の支援とか、外国人支援等、いろいろ細かい所も挙げていただいでいますので、それを採用していただけるのであれば、それに該当する条文が必要となるし、生活の安定というのも条文化されていませんで、それが公営住宅なのか転居費用なのか、いろんな捉え方が出てきますので、それを入れるのか、日常生活支援に組み込むのか、その辺は技術的などところになってくるのかと思います。</p> <p>基本的には、条例というの大きなものなので、条例には明文化されていなければ、施策としては予算化したものがありますという見せ方をしている市町さんもありますので、そのあたりはちょっとご検討していただく必要があるのかなと思います。</p> <p>谷口さんどうですか？</p>
谷口委員	雇用に対する支援みたいなものはないのでしょうか？
仲会長	<p>あと、何かあれば、検討いただけるとは思いますが、よろしいですか？</p> <p>もし、何か気付かれたことがあれば、直接電話していただければと思います。</p> <p>それでは、条例化の方向で考えていただくということと、この委員会で出ました施策につきましては津市さんの方で検討いただきたいと思ひます。</p> <p>事項書4の「その他」について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、事項書4につきまして、説明させていただきます。</p> <p>今後のスケジュールについてのご案内をさせていただきます。</p> <p>次回は5月頃に第3回津市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進委員会を開催させていただきたいと考えております。</p> <p>今回の内容を踏まえまして、支援内容の調整と条例（案）の精査について、委員の皆様のご審議をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>なお、次回の開催日につきましては、後日、改めてご連絡させていただきますので併せてよろしくお願ひいたします。</p>
仲会長	<p>他にご質問、ご意見はございませんでしょうか。</p> <p>それでは、以上で議事を終了とさせていただきます。</p> <p>皆様ありがとうございました。</p>

事務局	<p>これをもちまして、第2回津市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進委員会を閉会いたします。</p> <p>委員の皆様方におかれては、円滑な議事進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。 それでは、事務局にお返しします。</p> <p><議事終了></p> <p>本日は、大変お忙しい中ご審議いただき、誠にありがとうございました。以上をもちまして、第2回津市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進委員会終了いたします。</p> <p>交通事故等にお気をつけていただき、お帰りください。</p> <p>本日はありがとうございました。</p>
-----	---